

# 加古川市南農業協同組合 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性が管理職として活躍でき、男女ともに長く勤められる職場環境を作るため、女性活躍推進法に基づく行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間

## 2. 内 容

目標1 管理職(課長級以上)に女性職員を2名以上配置する

### 【対策】

- 令和4年4月～ : 4等級以上の女性職員を対象とした面談を行い、課題を把握する。
- 令和4年4月～ : 女性管理職候補者に対し管理職育成キャリア研修会(仮称)を実施し、管理職への意識づけを行う。
- 令和4年4月～ : 一般職等の職務範囲の拡大・昇進の上限の見直し・処遇改善を行う。

目標2 これまで女性職員が少なかった部署等に女性を積極的に配置する

### 【対策】

- 令和4年4月～ : 女性総合職の増員を図る。
- 令和4年4月～ : 個別面談を行い、配置転換の希望確認や組合からの転換推奨を行う。
- 令和4年4月～ : 人員配置に必要な資格取得を行うため、研修計画を策定する。